

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、兵庫県北部の但馬地域の中央に位置する中山間地域であり、面積422.78㎏で兵庫県の5%、但馬地域の約20%を占める広大な土地を有している。

令和2年国勢調査によると、総人口は22,129人で平成27年比で9.9%減少し、過疎化が進んでいる。

また産業については、令和3年経済センサス活動調査によると、市内には1,171の事業所がある。産業別事業所数では第1次産業が2.5%、第2次産業が23.5%、第3次産業が74%である。卸売業・小売業が22.9%、建設業が12.1%、製造業が11.1%など多様な業種から市内経済が構成されている。

さらに、本市は平成26年度に国家戦略特別区域法による区域指定を受け、中山間地域における民間事業者や高齢者など多様な担い手の参入による耕作放棄地の再生や農業の6次産業化、農産物・食品の高付加価値化など革新的農業の実践に取り組んでいる。

なお中小企業者においては、過疎化と高齢化による経済活動の縮小、また従業員・熟練技術者の確保難から需要に対応できない等、事業活動への影響が課題となっている。またこれらにより投資計画等が立てられず、設備の不足・老朽化等への対策など積極的な事業活動が行えない等の課題につながっている。

このような状況から、市内事業者の先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることが求められる。

##### (2) 目標

養父市中小企業等振興基本条例の基本方針では、「中小企業等の振興は、企業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基にして、市、中小企業者等、商工団体、金融機関及び市民が協働して推進することを基本とする」としており、地域ぐるみの取組により持続可能な経済循環を創出することで、健全で活力のある豊かな地域社会の創造を目指すこととしている。

この基本方針に沿い本計画を策定することで、中小企業者の先端設備等の導入を促進し労働生産性の向上を図り、市内経済を活性化させる。

これを実現するため、本計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、導入を促進する先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等を対象とする。ただし、太陽光発電設備は雇用の創出・産業集積に繋がらないため除外とする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は大きな偏りなく市内全域に立地しており、これらの地域で中小企業者の取組を促し、広く生産性向上を実現する観点から、本計画において先端設備等の導入を促進する対象地域は養父市全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は多様な業種及び事業によって構成されており、これらの中小企業者の幅広い取組を促すため、本計画において先端設備等の導入を促進する対象業種及び事業は、全業種及び全事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

市が計画認定した日から3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税の滞納がある場合は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。